

つちはし事務所通信

7

July

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年7月1日

最新情報

既卒者採用・正社員登用の際に活用できる助成金！

助成金制度は年度初めに見直しが行われることが多く、今年度については雇用危機や震災の影響から様々な助成金が創設される一方、事業仕分けにより助成金の統廃合が行われ、その内容が大きく変更されています。そうした各種助成金制度の中から、今回は既卒者を採用する際とパートタイマーを正社員に登用する際に活用できる2つの助成金について、その概要を取り上げます。

1. 3年以内既卒者(新規扱い)採用拡大奨励金

大学を卒業後3年以内の既卒者も応募できる新卒求人をハローワーク(新卒応援ハローワークを含む)に提出し、その紹介により正規雇用として雇入れた事業主が対象となります。また、東日本大震災により被災した既卒者への緊急的な支援として特別措置が設けられています。

[支給金額]

正規雇用から6ヶ月定着した場合

100万円(雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り)

震災に伴う特別措置により採用し、正規雇用から6ヶ月定着した場合

120万円(雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回(震災特例対象者10人)まで)

この奨励金の詳細は、当事務所までお問い合わせください。

2. 均衡待遇・正社員化推進奨励金(正社員転換制度)

均衡待遇・正社員化推進奨励金は5つの制度(正社員転換制度、共通処遇制度、共通教育訓練制度、短時間正社員制度、健康診断制度)から構成されますが、今回はこの中の**正社員転換制度**を取り上げます。これは、パートタイマーや契約社員を正社員へ転換する制度を導入し、制度導入後2年以内に実際に転換したときに対象となるものであり、以下の2つ(1.制度導入分、2.転換促進分)から構成されます。なお、支給対象となる労働者数は10人までとされています。

[支給金額]

1.制度導入分:対象労働者1人目につき、中小企業(*)の場合40万円 大企業の場合30万円

2.転換促進分:対象労働者2人目から10人目まで、対象労働者1人につき中小企業の場合20万円
大企業の場合15万円

母子家庭の母等については加算あり

(*)中小企業とは、以下のA、Bの要件の両方またはどちらか一方を満たす事業主をいいます。

業種	A 常時雇用する労働者数	B 資本金・出資金
小売業 (飲食店を含む)	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他	300人以下	3億円以下

この奨励金を受給するためには、正社員転換制度を就業規則に新たに定め、事前に労働基準監督署へ届け出ておく必要があります。詳細は、当事務所までお問い合わせください。

新情報！

雇用保険法が改正されました！

「最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の施策を講ずる必要がある」という理由から、雇用保険法及び労働保険料徴収法が改正されることになりました。



雇用保険法の改正 今年8月から施行

1. 賃金日額の引き上げ

失業者に対する基本手当の算定基礎となる「賃金日額」について、法定の下限額及び上限額を引き上げ。

賃金日額の下限額 現行：2,000円 改正後：2,320円（320円の引き上げ）

2. 安定した再就職へのインセンティブ強化

早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率を引き上げ。

基本手当の所定給付日数を3分の1以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で40%） 改正後：給付率50%

基本手当の所定給付日数を3分の2以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で50%） 改正後：給付率60%

確認 再就職手当の額 = 基本手当日額 × {所定給付日数の残日数 × 給付率(50%or60%)}

就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率を引き上げ（従来の暫定措置による率を恒久化）。

改正前：給付率30%（暫定措置で40%） 改正後：給付率40%

確認 常用就職支度手当の額〔原則〕 = 基本手当日額 × {90 × 給付率(40%)}

雇用保険率の改正 来年4月（平成24年4月1日）から施行予定

法律の条文上は、雇用保険率は1000分の2下がります。しかし、現行は弾力的変更で本来より1000分の4低い保険料となっていますので、実質は1000分の2保険料が上がります。

事業の種類	改正後	現行
一般の事業	17.5 / 1,000	15.5 / 1,000
農林水産業および清酒製造業	19.5 / 1,000	17.5 / 1,000
建設業	20.5 / 1,000	18.5 / 1,000

あとがき つちはし事務所より

- 先日、厚生労働省から発表された平成22年度の個別労働紛争に係る相談は、全国で113万件。過去最高だった昨年と同水準で、高止まりの状況だということです。相談の内容は「いじめ、嫌がらせ」「その他の労働条件」というように多様化しており、相談者も正社員より、パート、契約社員などが増加しています。パートだから、と就業規則がなかったり、契約内容をあいまいにしておくと、思わぬ紛争の火種となります。正社員さんの就業規則だけでなく、パート、契約社員さんの雇用契約書、就業規則の整備についてもご確認をお願いします。
- また、パートさんの就業規則をキッチリ整備し、正社員化への道を整備することで、今月ご紹介した正社員転換制度に対する助成金を受けられる可能性もあります。パートさんの就業規則や、雇用契約についての質問やご相談がございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。